

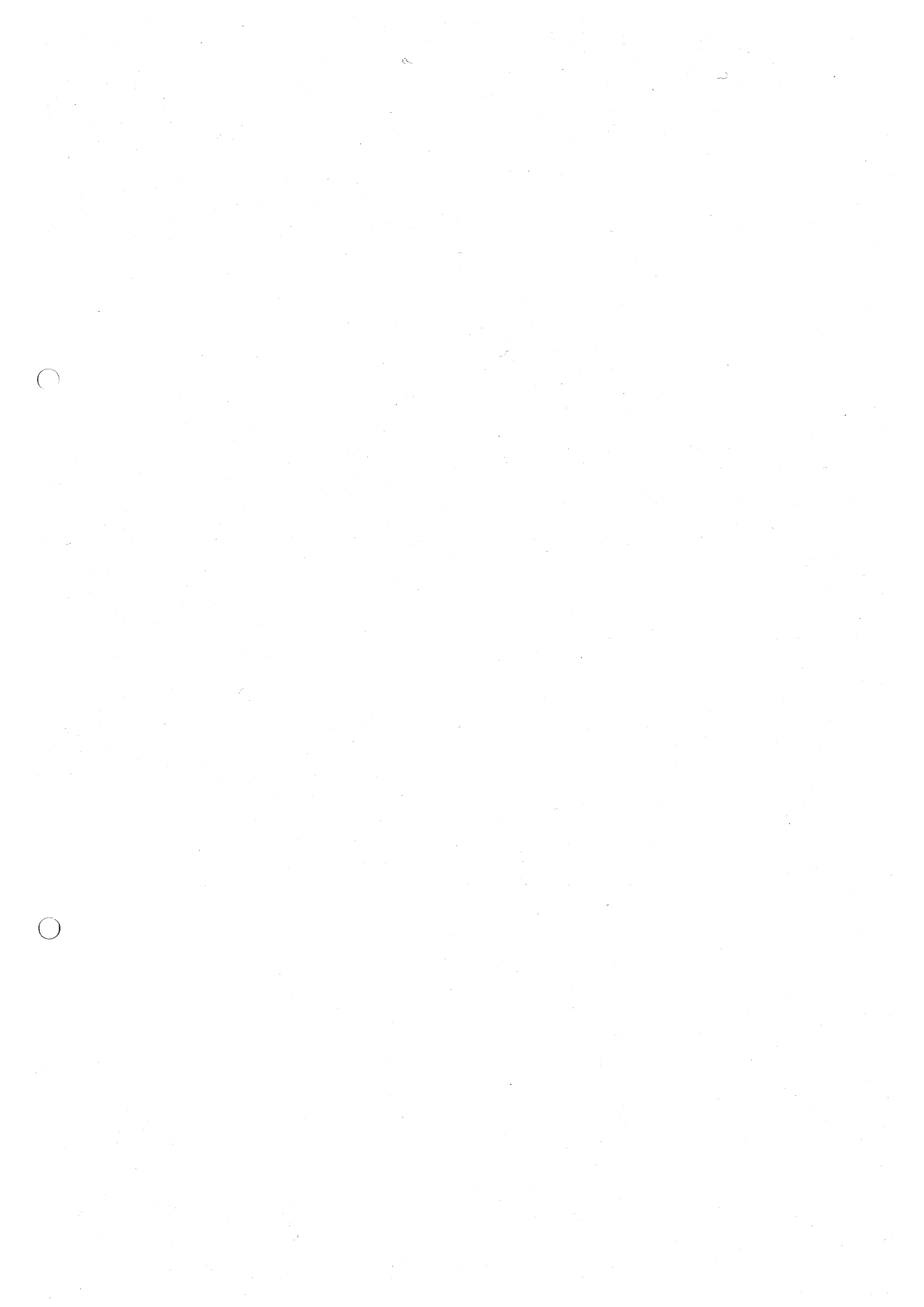
辺野古新基地建設の海上警備業務に関する過大請求事件の調査結果に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年十二月十日

牧山ひろえ

参議院議長 伊達忠一殿



辺野古新基地建設の海上警備業務に関する過大請求事件の調査結果に関する質問主意書

一 私は、本年五月十七日の参議院外交防衛委員会において、沖縄防衛局から海上警備業務を請け負った警備会社による過大請求事件について、(1)なぜ、これだけ悪質な不正を行って、それに引き続いて契約上の義務を果たせないような企業に四つの契約にまたがって発注をし続けるようなことがまかり通っていたのか、(2)なぜもっと早く契約や入札条件の見直しをしなかったのか、(3)沖縄防衛局と業者の癒着の可能性はないか等質したところ、小野寺前防衛大臣からは、事実関係を調査する旨答弁がなされた。ところが、調査を約束してから半年以上経過しても防衛省からは何の報告もない。丸六ヶ月以上、何の調査をしており、何が原因で調査が難航しているのかを示すとともに、今までの調査で何が明らかになつて、正式な報告はいつまでになされる予定なのか、明確に説明されたい。

二 私が本年六月二十八日の参議院外交防衛委員会において、沖縄防衛局が通報者を特定し得る形で内部告発の内容を元請の大成建設に漏らすという不適切な情報漏えいがあったことに関し、沖縄防衛局内における情報共有及び情報漏えいの実施者や関与者の処分について質したところ、政府参考人からは、不適切な対応を行った職員については調査終了後に事実関係に基づき厳正に対処する旨答弁があった。

情報漏えいの実施者、監督者及び関与者に対して、いつ、どのような内容の処分が下されたのか、明らかにされたい。

右質問する。